

経営トップによる「安全衛生方針」に基づく 労働災害防止活動を推進しましょう！

労働災害防止に当たっては、具体的な取組に先立ち、労働者の安全や健康を守るという「経営トップの強い意識」が極めて重要です。


第三次産業で発生している災害は、「転倒災害」をはじめ、日常生活においても起こりうる災害が多く、事業者、労働者双方ともに労働災害防止に対する意識が希薄になりがちです。

労働災害防止に対する「経営トップによる安全衛生方針」を表明し、その方針に沿った取組を労働者一人ひとりが「安全宣言」として実践することにより、「全員参加」で労働災害の撲滅に取り組みましょう。

安全衛生方針を東京労働局のホームページに公表しましょう！

- 東京労働局では、「小売業・飲食店・社会福祉施設・ビルメンテナンス業のすべての事業場における経営トップによる安全衛生方針の表明」を第12次東京労働局労働災害防止計画の目標に掲げています。
- 第三次産業の企業における「経営トップによる安全衛生方針」を広く共有し、労働災害防止の取組を一層促進するため、東京労働局のホームページで、「経営トップによる安全衛生方針を公表」することとしましたので、皆様方からの多数の応募をお待ちしております。
- 応募要領・応募様式は、東京労働局ホームページにある Safe Work Tokyo のロゴをクリックしてください。

東京労働局ホームページにおける公表イメージ（配色・構成等は変更する場合があります）

企業名・ロゴ	経営トップによる安全衛生方針 等	掲載先
(株) スーパー 	<p>【安全衛生方針（概要）】 当社は、『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎であるとの理念に基づき、安全衛生の基本方針を定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。</p> <p>【安全衛生の取組（概要）】 店舗・施設内で発生した労働災害を休憩室の掲示板に掲示するなど、事故情報を共有化し、再発防止を図っています。</p>	<p>【安全衛生方針（概要）】 http://www.pdfファイル</p> <p>【安全衛生の取組（概要）】 http://www.pdfファイル</p>

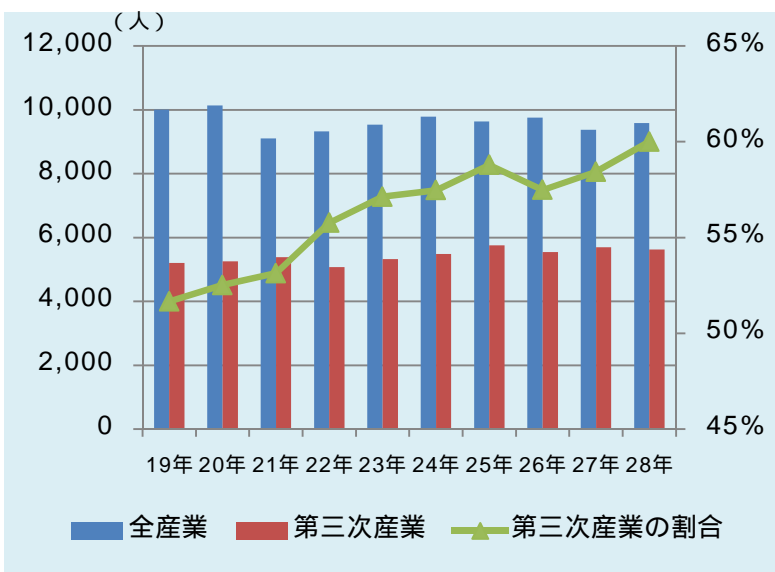
企業の行動規範や宣言を含む

東京労働局HPでこちらの
ロゴをクリック！



東京労働局
労働基準監督署

労働災害の発生状況

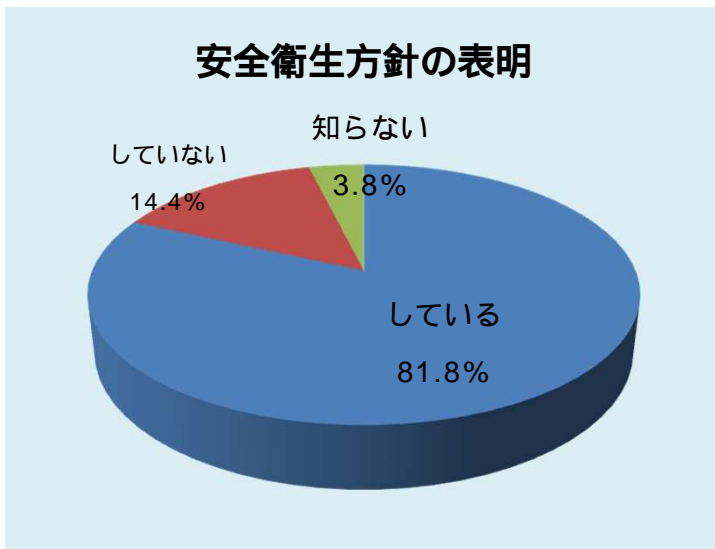


東京都内では労働災害の約6割を第三次産業が占めており、その割合は年々増えています。

第3次産業における労働災害は、転倒、墜落、腰痛といった行動災害が半数以上を占めており、そのうち約半数が1か月以上に及ぶ休業災害が占めており、決して軽視できないものです。

こうした災害についても、店舗等への安全担当者の配置、従業員への教育・訓練の実施、危険マップや危険ステッカーを活用した「見える化（危険情報の共有化）」の推進などにより、着実に減少させることが可能です。

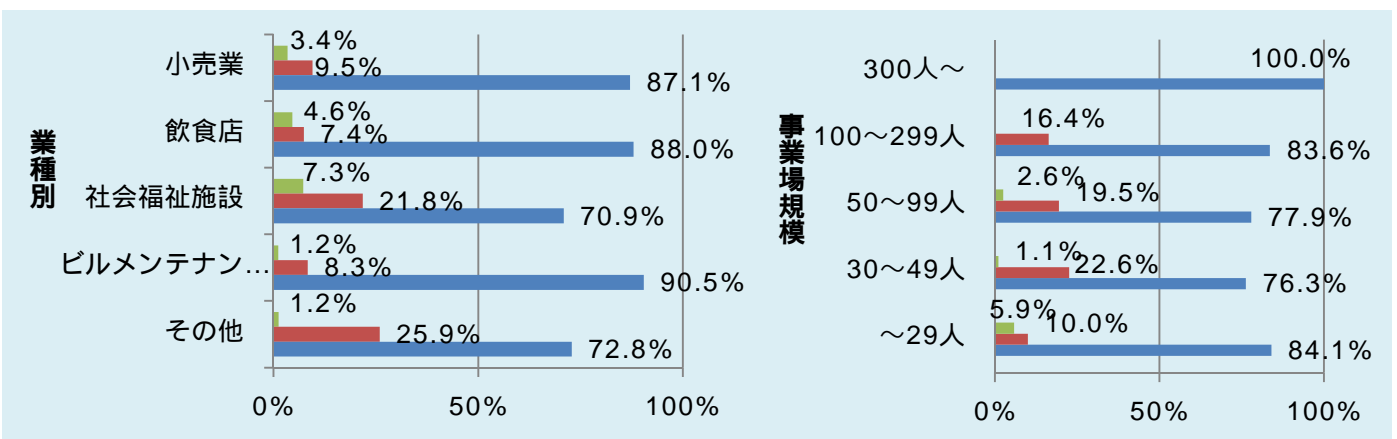
安全衛生方針の表明の状況



平成27年度に東京労働局で実施した、「第三次産業の職場の安全衛生活動自主点検（回答数494件）」によると、安全衛生方針の表明を行っている事業場が81.8%と多数を占めるものの、行っていない事業場が14.4%、安全衛生方針の表明を知らない事業場が3.8%みられます。

業種別の実施率は、ビルメンテナンス業、飲食店、小売業で高く、社会福祉施設では低くなっています。

事業場規模別では、100人以上の規模でも安全衛生方針の表明が行われていない事業場が認められます。



安全衛生方針の表明と安全宣言

以下の例を参考に「経営トップによる安全衛生方針」を表明し、事業場で働く方一人ひとりが安全衛生方針に沿った「安全宣言」を行い、「全員参加」で労働災害防止に努めてください。

例

策定日 平成 年 月 日
 揭示日 平成 年 月 日

安全衛生方針


トップから一人ひとりへ

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
 すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社 スーパー
 代表者 代表取締役 東京太郎



例

宣言日 平成 年 月 日
 揭示日 平成 年 月 日

私の安全宣言


労働災害防止のため 私はこうします！

私は、スライサー清掃時に「主電源カット」と「治具使用」を徹底します。

会社名 株式会社 スーパー 店
 職氏名 青果物主任 安全太郎

安全衛生の基本方針

安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講ずる
 すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する



- 上記の例及び記入様式は東京労働局ホームページからダウンロードできます。
- 東京労働局と公益社団法人東京労働基準協会連合会では、「安全宣言コンクール」を開催し、「安全意識の高揚に効果的であるもの」と期待できる優秀な作品を選考・表彰しています。

私の安全宣言 2017



ワッペンタイプの安全宣言

安全衛生方針Q & A

Q：安全衛生方針は誰が表明すればよいのですか？

A：労働災害防止には、「安全衛生管理体制の確立」、「機械・設備の安全化」、「安全衛生教育の徹底」など各種の取組が求められますが、その推進には人的・経済的な経営資源の適切な配分が必要です。その「道しるべ」となる「安全衛生方針」は、当然、経営トップや事業場・建設現場のトップなど、事業を総括する立場にある方が表明する必要があります。

Q：安全衛生方針を表明すると、何か良いことがありますか？

A：HPなどを通じ、この方針を対外的に公表することにより、「対外的に公表したことによる事業場内の安全意識の高揚」、「安全活動に意欲のある企業の社会的評価」にもつながることが期待できます。

また、労使双方に労働災害防止に関する意識が向上することにより、例えば次のような効果が期待できます。

店舗・施設で行う安全衛生活動に対して、本社担当者やエリアマネージャーなどによる支援が行われる。

転倒や腰痛など労働者の不注意で片付けられてしまいがちな労働災害についても、実効ある再発防止対策が講じられる。

店舗・施設で使用する脚立などの器具を購入する際に、経済性・効率性・デザイン性に偏重することなく、安全性についても配慮した検討が行われる。

Q：安全衛生方針を表明すると災害は減りますか？

A：「安全衛生方針」を表明したからといって、直ちに労働災害が減少する訳ではありません。しかし、経営トップによる「安全衛生方針」なしに実施される安全衛生活動は、いわば軟弱地盤に建物を建築するようなものです。事業場の安全衛生水準を向上し、無災害の達成・継続を図るためには、経営トップによる明確な「安全衛生方針」に裏付けされた実効ある安全衛生活動の推進が必要です。

Q：安全衛生方針の表明は義務ですか？

A：法令上、「安全衛生方針」の表明が明確に義務付けられている訳ではありませんが、一定規模以上の事業場ごとに選任が義務付けられている「総括安全衛生管理者」の職務として、「安全衛生に関する方針の表明に関すること」が含まれています。

「安全衛生方針」はあらゆる安全衛生活動の根幹となるものですので、総括安全衛生管理者を選任すべき事業場で有るか否かに関わらず、すべての事業者が表明すべきものであるといえます。

Q：表明した安全衛生方針はどうしたらよいですか？

A：表明した「安全衛生方針」に基づき、具体的な取組が進められることとなりますので、事業場内への掲示など、従業員一人ひとりが目にする状態にしておくことが重要です。

Q：従業員は何をすればよいのですか？

A：従業員の皆さんは、「安全衛生方針」に沿った各種の取組を実際の職場で実践することになります。そのためには、経営トップが表明した「安全衛生方針」に沿った内容の「安全宣言」を一人ひとりが行い、「事業場内への掲示」、「ワッペン、ヘルメットなどへの記載」、「社内メールの署名欄への記載」などにより、自らが宣言した内容を実践することが効果的です。